

沖縄県座間味村 簡易水道事業特別会計

経営健全化計画完了報告(要旨)

1 経営健全化計画の平成 21 年度実施状況

(1) 計画と具体的な措置の状況

- ・平成 21 年 12 月から水道管理台帳システムのソフトを導入、整備し、徴収体制見直しと滞納台帳の整備、管理を徹底した。
- ・郵便局の協力を得ながら、水道料金の自動引き落としの周知、移行を促進した。

平成 21 年度末で 330 件の契約（平成 21 年 12 月より 22 件増）。

- ・平成 21 年度に 12,437 千円の公的資金補償金免除繰上償還を実施。
- ・基準外繰入金の透明性の確保

繰入金については、「原則：基準内繰出 + 基準内繰出額の 75% + 財政部局との協議額」で算定した額を取り決めとし、平成 21 年度は実繰入額 117,513 千円に対し、取決め基準額 118,682 千円となり計画書どおり実施。

(2) 資金不足額解消の状況

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 計画初年度 の前年度 | 計画初年度 (平成 21 年度) |
|------------|----|---------------|---------------------|
| 当初計画 | A | | 4,073 |
| 解消実績額 | B | | 12,174 |
| 現在計画 | C | | 12,174 |
| B-A 又は C-A | | | 8,101 |
| 資金不足額 | | 15,663 | 3,489 |

(3) 資金不足比率の状況

(単位：%)

| 区分 | 年度 | 計画初 年度の 前年度 | 計画初年度 (平成 21 年度) | |
|--------|----|-------------------|---------------------|------|
| | | | 計画値 | 実績値 |
| 資金不足比率 | | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 資金不足比率 | | 57.2 | 43.7 | 12.6 |

(4) その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

- ・滞納を早期解消するため、滞納者に対して督促状及び電話等などで周知を図った。
- ・歳出削減の取り組み。
 - メーター検針業務の簡素化（1ヶ月検針を2ヶ月に1回）
 - 2ヶ月分の検針数量を月別に分ける電算集計が今のところ困難である。
 - 検針メーターの再利用について
 - メーターを再利用（再利用個数 25 個）

下記の項目については、計画の策定期限の関係で実施時期が短時間のため未実施である。

- ・新設整備導入計画にあたっては、長期的収支計画にリンクさせて検証する。
- ・住民及び議会に対し、経営（財務）状態に関する情報を適時適切に開示する。

2 今後の公営企業の経営の方針

(1) 健全な経営の確保に関する事項

収入の増加に関する事項

- ・定期的な料金改定を行う（平成 21 年 1 月改定済みであるが、周期的に料金改定を実施するよう引き続き努める。）

支出の削減に関する事項

- ・検針メーター等の再利用、委託契約の見直しを実施し、歳出削減に引き続き努める。

その他

- ・旅費の削減や、職員の休日出勤をなくし手当を縮減するなど、歳出削減を引き続き努める。

(2) その他公営企業の経営の合理化に関する事項

- ・平成 21 年 10 月 1 日付でこれまで水道系の所属する環境衛生課と、船舶課を統合し公営企業課とした。業務の効率化を図り、湧水対策や使用料徴収等の強化により経営合理化を図って行く。